第十条の四の見出し	譲渡担保権等	留保所有権等
	譲渡担保権者等	留保売主等又は留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定を受けた者
第十条の四第一項	譲渡担保権等	留保所有権等
	譲渡担保権者等	留保所有権又は留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定を受けた者
	譲渡担保権又は転譲渡担保権者	留保売主等又は留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定を受けた者
	譲渡担保権者等	所有権留保登記に
	動産譲渡登記に	留保売主等又は留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定を受けた者
第十条の四第二項	譲渡担保権者等	留保所有権等
	譲渡担保権等	留保売主等又は留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定を受けた者
第十条の四第三項	譲渡担保権等	留保所有権等
	譲渡担保権者等	留保売主等又は留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定を受けた者
	譲受人	留保売主等
第十条の五第一項	譲渡担保権者	留保売主等
	動産譲渡登記又は債権譲渡登記（以下この条において「譲渡担保登記」という。）	所有権留保登記
	譲渡担保権と	留保所有権と
第十条の五第二項	当該譲渡担保登記	その所有権留保登記
	譲渡人と	留保買主等と
第十条の五第三項	当該譲渡担保登記	その所有権留保登記
第十条の五第四項各号	譲渡担保登記	所有権留保登記
第十条の七の見出し	根譲渡担保権	根留保所有権
第十条の七第一項	根譲渡担保権	根留保所有権
	第十四条第一項	第百十一条第一項において読み替えて準用する同法第十四条第一項
	第二十一条第二項	第百十一条第一項において準用する同法第二十一条第二項
	動産譲渡登記又は	所有権留保登記又は
第十条の七第二項	転譲渡担保権の設定	留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定
	転譲渡担保権者	留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定を受けた者
第十条の七第三項	根譲渡担保権	根留保所有権
第十条の七第四項	根譲渡担保権	根留保所有権
	譲受人	留保売主等
第十条の七第五項	根譲渡担保権	根留保所有権
第十一条第二項第一号	譲受人	留保売主等
第十二条第二項	動産譲渡登記	所有権留保登記

2　第七条第四項の規定は動産譲渡登記がされた譲渡に係る動産を目的として譲受人が所有権留保契約（譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第百九条第二項に規定する債務のみを担保するものを除く。以下この項において同じ。）に基づき所有権の留保をし当該動産譲渡登記の存続期間の満了前に所有権留保登記がされた場合における当該動産譲渡登記の存続期間について、第七条第五項の規定は動産譲渡登記がされた譲渡に係る動産を目的として譲受人が所有権留保契約に基づき所有権の留保をし当該動産譲渡登記の存続期間の満了前に同法第百九条第一項の引渡しがされた場合（前項において読み替えて準用する第三条第一項の規定により同法第百九条第一項の引渡しがあったものとみなされる場合を除く。）における当該動産譲渡登記の存続期間について、それぞれ準用する。

3　譲受人が動産譲渡登記がされた譲渡に係る動産を目的として当該動産譲渡登記の存続期間の満了前に所有権留保契約（譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第百九条第二項に規定する債務のみを担保するものに限る。）に基づき所有権の留保をした場合には、当該動産については、当該動産譲渡登記の存続期間は、無期限とみなす。

第十四条第一項中「及び第九条から前条」を「、第九条、第十条（第二項を除く。）、第十条の三第一項及び第三項、第十条の四並びに第十一条から第十三条」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、これらの規定（同条第四項並びに第十一条第二項第一号及び第四号を除く。）中「債権の譲渡」とあるのは「質権の設定」と、「譲渡人」とあるのは「質権設定者」と、「譲渡に係る債権」とあるのは「質権の目的とされた債権」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四条第一項	譲渡の登記	質権の設定の登記
	債権の債務者	質権の目的とされた債権の債務者
	第四百六十七条	第三百六十四条の規定によりその規定に従うこととされる同法第四百六十七条
第四条第二項	債権譲渡登記	質権設定登記
	その譲渡	その質権の設定
	譲受人	質権者
	債権の債務者	質権の目的とされた債権の債務者